

別記様式 14号

被 処 分 者	認 定 証 番 号	栃木県公安委員会 第494号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	アルファー代行
	主たる営業所が所在する市区町村	足利市
処 分 年 月 日		令和元年7月30日
処 分 内 容		営業停止 (令和元年7月30日から同年8月8日までの10日間)
処 分 理 由		指示により付された基礎点数の累積点数が営業停止 の基準に達したため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 第5条第1項第2号
処分を行った公安委員会		栃木県公安委員会